

## 平成30年度 木古内町介護サービス事業特別会計予算

平成30年度木古内町介護サービス事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,157千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳入歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間の流用。

平成30年3月6日提出

北海道上磯郡木古内町長 大 森 伊佐緒

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス収入		2,155
	1 介護給付費収入	143
	2 介護予防給付費収入	2,012
2 諸 収入		1
	1 雑 収入	1
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		2,157

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		2,157
	1 総 務 管 理 費	2,157
歳 出 合 計		2,157

予算総額及び前年度当初予算に対する各款の割合

(単位：千円、%)

款	歳入			
	本年度 予算額	前年度 予算額	前年度 対比	予算 構成比
1 サービス収入	2,155	3,088	△ 933	100.0
2 諸収入	1	1	0	0.0
3 繰越金	1	1	0	0.0
歳入合計	2,157	3,090	△ 933	100.0

(単位：千円、%)

款	歳出			
	本年度 予算額	前年度 予算額	前年度 対比	予算 構成比
1 総務費	2,157	3,090	△ 933	100.0
歳出合計	2,157	3,090	△ 933	100.0